

令和 7 年度 第 3 回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和 7 年 8 月 8 日(金)

10:00～11:45

場 所：福島第二地方合同庁舎 1 階会議室

出席者：(公)熊沢、竹田、橋本、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎、只野、松本

(使)安達、金子、佐藤、鈴木

1 開 会

(会 長) おはようございます。大内委員が遅れて来られるそうなので始めたいと思います。

これより第 3 回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

2 定足数の確認

(会 長) 最初に、事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 大内委員がこれから御出席となりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(1) 中央最低賃金審議会の答申の伝達について

(会 長) それでは、議事に入ります。

最初に、事務局から、中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安」について答申の伝達をお願いします。

(室 長) 中央最低賃金審議会の令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)の内容につきまして、伝達いたします。別冊の資料の 520～521 ページを御覧ください。読み上げます。

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 以下につきましては、各種の要望に関する事項になっておりますので、後程御確認いただきますようお願いいたします。

483ページをご覧ください。令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、Aランク・Bランクは63円、Cランクは64円です。

なお、別紙1「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」、及び、別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」につきましては、これから見ていただきます中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージと内容が重複する部分が多いと思われるので、説明は省略させていただきます。

それではこれから、中央最低賃金審議会会長から、ビデオメッセージが届いておりますので、視聴していただきます。

【中賃審会長から地賃審に対してのビデオメッセージ】

（藤村会長） 皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいと思います。

最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者に

ついて賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金と異なり個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき、決定されるものになります。引上げ額検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方をお伝えしたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっていきます。また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められています。具体的には、中長期の金額目標と、地域間格差是正になります。

次に、目安について御説明したいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうると、私共は考えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしいと思っております。

では、今年度の目安のポイントを御説明したいと思います。今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものになるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねて参りました。

3要素のうち何を重視するかは年によって異なりますが、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして中小企業を含めた賃上げの流れが続いているこ

とにも着目いたしました。

3 要素のそれぞれの評価のポイントについて御説明いたします。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。それと共に、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断しました。

そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにいたしました。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございます。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっております。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベ

クトルが上向きであることが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところでございます。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけですが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しております。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところでありますが、全体として支払能力は改善傾向にあると考えました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでの説明と重複しますが、強調したいので申し上げます。3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目いたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することいたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは必要だということで意識してまいりました。

そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表 における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランク

の順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク 63 円・5.6%、Bランク 63 円・6.3%、Cランク 64 円・6.7%といたしました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に発効日についてです。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望したいと思います。

最後に以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目していきたいと思っております。

以上、私からのメッセージでした。

(会 長) 中央最低賃金審議会の答申の伝達を受けて、今後の審議に当たっての考え方等を労働者側・使用者側から後ほど時間をとって伺いたいと思います。

(2) 配布資料の説明について

(会 長) その前に、事務局から配布資料の説明をお願いします。

(室 長) 配布資料の説明の前に、今日御出席の予定でした大内委員が御欠席されるということを確認いたしましたので、御報告させていただきます。

それでは、本日公布しております最低賃金関係資料の説明をいたします。

説明するページ数は、資料下部中央に記載の通しページ数でご案内します。

福島県最低賃金関係資料としまして、1 福島県最低賃金改正に係る要請、ページ数は158ページになります。7月24日に日本共産党福島県議会議員団の皆様から、福島労働局長及び福島地方最低賃金審議会長あてに提出された「全国一律時給1,500円以上への最低賃金の引き上げを求める申し入れ」の写しです。

159～160ページは、7月16日に日本労働組合総連合会福島県連合会会長様から、福島労働局長あてに提出された「2025年度最低賃金行政に関する要請書」の写です。なお、要請にあたり161～162ページにあります「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める署名」109,932名分が添えられ、提出されております。

163～164ページは、6月3日に全労連東北地方協議会議長様、全労連北海道地方協議会議長様及び福島県労働組合総連合会会長様の連名により、福島労働局長あてに提出された「最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者の支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書」の写です。なお、要請後に167ページにあります「中小企業・小規模事業者を支援し、福島県と全国の最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げることを求める要請署名」が165～166ページのとおり1,677名分が添えられ、提出されております。

168ページからは、今年6月に実施した「最低賃金に関する基礎調査結果報告書」になります。169ページに調査の概要、調査項目、調査方法

をまとめております。

１７０ページは、福島県内の産業別・規模別・地域別の未満率の一覧表となっています。

現行の福島県最低賃金９５５円に係る未満率は、１．７％になっています。

１７１～１７７ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づく賃金分布を規模別・地域別・年齢別にまとめたものになります。

１７８～１８１ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づいて、福島県最低賃金に対する影響率を試算した表になります。この表の見方としては、左の欄に記載する額になった場合に、影響を受ける労働者の率・推定労働者数を表しています。

次に、経済指標に関する資料としまして、１８２～１８９ページまでは、日本銀行が７月１０日に公表している地域経済報告（さくらレポート）です。

１９０ページは、福島県と全国の有効求人倍率の推移になります。

別冊になりますが、２４１ページからは、７月２２日開催の第２回目安小委員会資料、４３１ページは７月２４日開催の第３回目安小委員会資料、４３２ページからは、７月２９日開催の第４回目安小委員会資料、４３８ページからは、７月３１日開催の第５回目安小委員会資料、４４４ページからは、８月１日開催の第６回目安小委員会資料、４４７ページからは８月４日開催の第７回目安小委員会資料、４６６からは第７１回中央最低賃金審議会資料になります。

その他、専門部会委員以外の委員の方には、７月２２日に開催しました第１回専門部会、７月３１日に開催しました第２回専門部会において、配付しました資料を机上にお配りしております。

以上です。

（会 長） 只今、事務局から資料の説明がありましたが、御質問等ございますか。

（高橋委員） 先ほど目安伝達のところで読んでいただいたのですが、要望事項になりますということで省略した後で、読んでいてくださいということなのですが、やはり目安伝達で、後の部分、最後まで説明をいただいて、そのところが中央審議会で重要な所なので要望させてもらうということをおっしゃ

っている中身かと思しますので、最後まで御説明いただきたいと思ひます。

(室 長) それでは、読み上げさせていただきます。

目安についての答申の4項目目からになります。

4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6、また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M & A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

7、その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8、同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ

細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9、また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10、価格転嫁対策については、下請法改正法(中小受託取引適正化法)の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11、取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

12、さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13、また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

以上になります。

(高橋委員) ありがとうございます。

(会長) ほかに御質問等ございますでしょうか。

(佐藤委員) 確認ですが、先ほどのビデオメッセージについて、次回の審議会開催までに印刷物として御提供いただけるかどうか、確認させていただきます。

(室長) まだ届いていないのですが、届いた場合は配布できるよう御用意させていただきますと思います。

(鈴木委員) 先ほどのビデオメッセージでもありましたが、都道府県別のデータの提供について色々お話があって、今日の資料やこの後の資料で、福島県のデータが出てくるような予定はございますか。

(室長) 先ほどビデオメッセージで言っていたような資料は本省から届いているのですが、私どもの方で内容の確認が必要ですので、今日は間に合っておりませんが、次回の専門部会等に間に合うように準備していきたいと思います。

(安達委員) 資料の関係でお願いですが、今回、特に生計費の5つの項目が中心になって目安額が決定されたということですので、これに関して、例えば消費者物価指数は出ていると思いますが、それ以外の数字で都道府県別の数字がないと6.3%、63円という根拠がよく理解できないので、その辺をしっかりと都道府県別の資料を出していただけるということでよろしいでしょうか。

(室長) 確認させていただきますと思います。

(会長) それでは次に進みます。

(3) 労働者側・使用者側の意見表明について

(会長) 今後の審議に当たっての考え方等を労働者側・使用者側からお伺いします。協議の時間が必要であれば、お取りしたいと思いますがいかがですか。

(佐藤委員) 使側は事前の打ち合わせが必要だと思っておりますので、お時間いただければと思います。

(会長) 時間は15分程度でよろしいですか。

(佐藤委員) 15分から20分くらいあれば十分かと思います。

(会長) 承知いたしました。それでは、事務局は控室にそれぞれ御案内ください。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

(会 長) 再開いたします。

それでは、最初に、労働者側からお伺いします。

(田崎委員) まず、雇用賃金情勢の特徴ということで、2025春闘では連合福島の集計で4.94%、額にすると14,076円、前年が13,801円、この平均方式という方式については昨年を上回る水準となっています。

物価上昇や人手不足への対応が継続して求められていることを示した高水準となっています。

また、企業別に見ても、特に1,000人以上の大企業では15,122円、4.97%引き上げられており、99人未満の小規模の企業でも10,977円、4.39%と、昨年と比較して1,108円上回っております。

こういった中で、規模間の格差も依然として存在しているということがわかります。

これらのデータは福島県内でも賃上げの動きが徐々に広がりつつある状況を示しております。

一方で、最低賃金水準の近傍で働く方は、影響を強く受ける中小企業、非正規労働者においては、依然として物価上昇の影響を十分にしきれていない面も見られ、最低賃金が生活の基盤を支える重要な役割を果たしていることを改めて認識する必要があると考えております。

そして、福島県の最低賃金水準と全国的な位置ですが、福島県955円ですが、これは全国の加重平均1,055円より100円下回っているということで、近隣県の宮城県973円、栃木県1,004円、茨城県1,005円、福島との差が明確にございます。このような賃金の格差が若者の県外流出等の一因となっていることも否めないということも考えております。

また、労働者の暮らし、生活できる最低賃金の必要性ということで、連合が行っているリビングウェイズによると、単身世帯の生活維持に必要な最低賃金は1,130円とされております。自動車を保有する標準世帯では1,440円が必要とされております。

この現在の955円ですと、年収200万に届かずワーキングプア状態

に置かれているという実態でございます。

また、政府の方針、しっかりと福島県内の最低賃金が引きあがって、地域間格差を是正するということは、不可欠な課題だと認識しております。

以上、物価上昇への対応、生活保障、リビングウェッジとの乖離、近隣県との格差是正、こういった対応を踏まえての最低賃金の改定が今強く求められているということで、意見を表明させていただきます。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ほかの労働者側委員の方、御意見等ございますか。

次に、使用者側からお伺いします。

(佐藤委員) それでは、使用者側委員の一人として、佐藤の方から今年度の金額審議についての考えを述べさせていただきます。

今年度は、明確なエビデンスやデータに基づいた納得感のある目安額の提示が、これまで以上に求められたのにも関わらず、また3要素のデータを丁寧且つバランスよく見ることが重要であるにも関わらず、残念ながら、示された目安額については、今年度も合理的な説明のつかない、使用者側の主張が十分に反映されずに、地域経済や地域経済を下支えしている中小企業・小規模事業者の経営実態とも大きく乖離した、全国加重平均で6%増の1,118円、Bランク福島県においては6.3%増の63円と、昨年の引き上げ額50円を大幅に上回り、過去最大の引き上げ額が示されました。

最初から大幅な引き上げありきの引き上げに都合の良い数字を利用したとしか思えない、非常に納得感に乏しい印象を拭えないと思っております。

今年度の最低賃金の金額審議については、政府の基本方針である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」「骨太方針2025」で示された、最低賃金については適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2000年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取り組みを5年間で集中的に実施することについては、ある程度配慮する必要性はあるものの、国が定めた最低賃金法がある

以上、最低賃金法で定めた原則に従い、労働者の生計費及び賃金並びに、通常の賃金支払い能力の3要素を総合的且つ公平に勘案した金額審議をすべきと考えております。

今年度も政府の方針に沿って、労働者の生計費を重要視するあまり、賃金並びに通常の賃金支払い能力に対する配慮を大きく欠いたものになっていると思っております。

ひとつの要素を過度に重要視することは、バランスを崩し、制度そのものを歪めることに繋がると思われます。

使用者としては、通常の賃金支払い能力に重きをおき、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査結果の、とりわけ第4表の賃金上昇率も重視すべきと考えております。

次に、3要素について見ていきますと、まず労働者の生計費については、消費者物価指数は基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に検討すべきであると思っておりますが、昨年は頻繁に購入する生活必需品を含む支出項目を重要視しております。今年は先ほどビデオメッセージの中で、食料品のみでなく他の率も考慮したというお話もありましたが、消費者物価指数の前年比伸び率6.4%、これは2024年10月から2025年6月平均が重要視されたものであります。いずれも都合の良い数字であったからだと思っておりますし、毎年変えること自体おかしいと思っております。

次に、賃金については厚生労働省、経団連、連合、連合福島、日本商工会議所が公表した春闘及び賃金改定結果において、いずれにおいても引き上げ率は6%未満となっております。

通常の賃金支払い能力については、売上高、経常利益が従業員一人当たり、付加価値額が高い水準で推移するも、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査結果の第4表の賃金上昇率について見ると、第4表における今年の賃金上昇率は昨年を上回るも2.5%、第4表における賃金上昇率も昨年を上回るも3.2%となっております。

最低賃金を2020年代に全国加重平均で1,500円に引き上げる目標については、かなり無理のある目標設定であると思っております。この金額を達成するためには、その時々を経済情勢や物価動向等に関わらず、

今年度も含めて、金額にして毎年８９円の引き上げ、また引き上げ率では年平均７．３％が必要となり、目安制度が始まった１９７８年度以降の平均値２．８％や最も高かった１９８０年度の６．９％を上回るなど、地域経済を下支えしている中小企業や小規模事業者の経営に多大なる悪影響を及ぼし、雇用等への影響も大きく、より現実的な目標を掲げるべきと考えております。

さて、先の政権においては、「経済財政運営と改革の基本方針２０２４」「骨太方針２０２４」において、「最低賃金は２０２３年に全国加重平均１，００４円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、２０３０年代半ばまでに全国加重平均を１，５００円となることを目指すとした目標について、より早く達成が出来るよう、労働生産性の引き上げに向けて自動化・省力化投資の支援、事業承継やＭ＆Ａの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」と示すなど、より現実的な目標を掲げておりました。

日本商工会議所においては、今年度の３月５日に最低賃金の新たな政府目標２０２０年代に全国加重平均１，５００円に対するアンケート結果を公表しております。新たな政府目標に対しては対応は不可能、もしくは対応は困難と回答した企業は７４．２％と７割を超えており、都市部の６１．９％に比べ、地方並びに地方小規模企業はいずれも７６．４％と高く、地方小規模企業では４社に１社が対応は不可能と回答しております。

近年、大幅な引き上げが続いたことから、最低賃金引き上げの影響を受ける企業が増加し、令和３年度の影響率が１６．２％、令和４年度の影響率が１９．２％、令和５年度の影響率が２１．１％、令和６年度の影響率が２３．２％。本日いただいた資料の中で確認できましたが、令和７年度２８．８３％となるなど高止まりし、今年度の大幅な引き上げが事業の継続と雇用の維持を最優先に日々奮闘している中小企業・小規模事業者に対して、さらなる大きな影響を及ぼすことは否めないと思っております。

今年度の骨太方針において、目安を超える引き上げが行えた地域に対する新たな国の支援策が織り込まれました。ただし具体策は何も示されておられません。このような支援策は地域間の最賃引き上げ競争を加熱させ、地

方の経済実態から逸脱した大幅な引き上げを強いるなど、不適切且つ目安制度そのものとも相いれない支援策であると思っております。

中賃における目安に関する公益見解は、十分尊重されるべきものでありますが、あくまでも目安であります。今年度においても、目安が地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、また、地方最低賃金審議会の自主性発揮についても当然縛ることはないとされておりますが、実態としては目安を下回る金額審議が出来ないなど、拘束し自主性が発揮できないような実態になっていると思われれます。そのため、出来る限り地域の実情、特に中小・小規模事業者の経営実態に即した慎重な金額審議に努めてまいりたいと思います。

政府に対しては、エネルギー費・原材料費・人件費等のコスト増加分の価格転嫁が思うように出来ずに、賃金引き上げの原資に乏しい防衛的な賃金引き上げをせざるを得ないような中小企業・小規模事業者に対し、自発的に、また継続的に賃金引き上げが出来る環境の整備や、生産性向上の支援に向けて、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画を速やかに且つ確実に実行していただきたいと思っております。

最後に、今年度においても福島県の最低賃金のあるべき適正な金額について、全国47都道府県の中での福島県の立ち位置の観点からも、福島県の現在の経済実態等を参考にしながら、出来るだけそこに近づけるよう金額審議に臨んでいきたいと考えております。

以上です。

(会長) ありがとうございました。

双方きっぱりともものをおっしゃっていただいたので、ここで双方の質疑や意見の交換をいたしますか。それとも、後ほど改めて時間を設けますか。

(佐藤委員) この後、おそらく公労、公使で話し合いをすることになると思うのですが、その後に出来れば、労使協議の時間をいただければと考えております。

(会長) わかりました。

公益側としましては、労働者側、使用者側から御意見をお伺いして、審議を進めて参りたいと思っております。

(4) 今後の審議日程について

（会 長） 次にまだ確定していない、今後の審議日程について、お諮りします。

まず、事務局案について、説明をお願いします。

（室 長） 本日の本審の後、第3回専門部会を開催させていただきます。その後は、委員の皆様に日程確保をいただいています8月21日木曜日にも専門部会を開催したいと思います。

本日から8月21日までの間、専門部会が開催できないか、現在、専門部会委員の皆様の日程調整をお願いしています。また、8月21日以降の日程につきましても、専門部会の審議状況を見て、委員の皆様に御相談しながら決定していきたいと考えております。委員の皆様に御協力をいただきますようお願いします。

（会 長） 8月21日以降の日程について、いつ頃わかるのでしょうか。専門部会の審議状況を見てということなので、当初、手帳には何とかここまでと書いてあって10月18日発効と書いてあるので、目標としてはここまでですが、必要であればそれ以降も開催されるということによろしいでしょうか。

（安達委員） すみません、10月18日発効というのは決まったわけではないという認識でよろしいでしょうか。

（会 長） もちろんです。21日を何とか結審を目指しましょう、この日に結審すれば10月18日発効になりますという意味で申し上げました。

（安達委員） わかりました。

（佐藤委員） 会長、よろしいでしょうか。

使用者側委員として、私の方から自分なりの見解を申し上げましたが、他の委員の方も発言したいと思いますので、お時間お取りいただいてよろしいでしょうか。

（安達委員） 先ほどの発言と被るところがあるのですが、先ほどのビデオメッセージでもありましたとおり、発効日につきまして、資料493ページに「発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。」とありましたので、今回この目安額は重く大変だなと私としては思っておりまして、ある程度発効日につきましても準備期間が必要だと思っております。柔軟な対応が出来るようお願いしたいと思ってお

ります。

以上でございます。

(会 長) 失礼しました。使用者側委員、他の方の御意見をお伺いいたします。

それでは日程に戻ります。ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ございますか。

(な し)

(会 長) それでは、8月21日には専門部会を開催することとし、本日から21日までの間に専門部会を開催する場合、また21日以降の日程については、確定次第御連絡するということによろしいでしょうか

《 異議なしの声 》

(5) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問について

(会 長) 次の議事に移ります。

特定最低賃金5業種の最低賃金改正の必要性の有無の諮問について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 諮問を行う前に、特定最低賃金改正の必要性有無の諮問に関する資料の説明をさせていただきます。

特定最低賃金に係る関係資料は、会議資料目次の 特定最低賃金関係資料191ページ以降の資料となります。

191～215ページは、福島県の特定最低賃金5業種に係る特定最低賃金改正決定申出書の写しになります。

非鉄金属製造業。 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下「電子部品等製造業」とさせていただきます。 輸送用機械器具製造業。 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品製造業、眼鏡製造業、以下「計量器等製造業」とさせていただきます。 自動車小売業の5つにつきまして、7月16日に5つの産業別に関係する労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定を求める申出書の提出がありました。

216～228ページは、2025年度(R7)特定最低賃金改正申出にかかわる疎明資料になります。

229ページは、事務局で作成しました「令和7年度特定最低賃金改正申出内容一覧表」になります。なお、申出に係る事業場の適用産業分類、労働者数等につきましては、労働基準行政システム、労働保険適用徴収システムにおけるデータ、雇用保険適用事業所データ等に基づき照合し、適正であることを確認しています。

申出書の要件は、最低賃金法施行規則第10条第1項及び昭和61年2月14日付け中央最低賃金審議会で答申された「新産業別最低賃金の運用方針」に定められています。

まず、最低賃金法施行規則第10条第1項及び第2項に定められている申出書の形式的な要件について、改正申出の場合は、申出をする者が代表する労働者の範囲、当該特定最低賃金の件名、申出の内容、申出の理由になります。

特定最低賃金に係る5業種の改正に係る申出の内容については、「改正申出に関わる合意書及び申請代表者に対する委任書」、「確認書」、「最低賃金に関する協定書」、「最低賃金改正に関する決議」、「合意署名」等により申出書の内容が適正に記載されていることを確認しております。

次に定量的な要件ですが、形式的要件と同様に「新産業別最低賃金の運用方針」により、特定最低賃金の改正決定の申出要件が示されています。

労働協約ケースの場合、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けていること。公正競争ケースの場合、当該賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていること。となっています。

現行の特定最低賃金の適用労働者数は、総務省統計の令和3年事業所・企業統計調査報告（3年経済センサス）を基に、各年の労働保険の新規成立、廃止事業場等の労働者数を加除し、令和6年11月30日現在の適用労働者数を算定しており、改正申出内容一覧表のとおり、非鉄金属製造業3,646人、電子部品等製造業29,390人、輸送用機械器具製造業10,039人、計量器等製造業2,311人、自動車小売業7,900人となっています。

特定最低賃金改正申出に係る「労働協約ケース」の非鉄金属製造業の労

働協約の適用労働者数は１，１５９人で適用労働者の３１．８％、輸送用機械器具製造業は４，３６３人で適用労働者の４３．５％、自動車小売業は２，９５８人で３７．４％となっています。

輸送用機械器具製造業及び自動車小売業は、同種の期間労働者の３分の１以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けており、要件を満たしていることを確認しております。

なお、最低賃金に関する協定に係る最低賃金額は非鉄金属製造業が時給１，０８８円、輸送用機械器具製造業が時給１，０９３円、自動車小売業が時給１，１０８円となっています。

「公正競争ケース」の電子部品等製造業の合意等労働者数は１２，７５６人で適用労働者の４３．４％、計量器等製造業は９１５人で３９．６％となっております。

それぞれ、労働協約・労使協定・機関決議・個別合意がなされており、適用を受ける労働者の３分の１以上の合意がなされていることを確認しています。

また、各特定最低賃金（５業種）の適用労働者数は１，０００人以上であり、現行の特定最低賃金額（５業種）は、福島県最低賃金９５５円をそれぞれ上回っています。

以上です。

（会長） ただいま説明いただきましたとおり、非鉄金属製造業につきましては、労働協約の適用労働者数が３１．８％となっています。改正決定の要件としましては、概ね３分の１ということになっていて、この概ね３分の１に該当するかどうかですが、御意見をお伺いします。

まず、労働者側にお伺いします。

（田崎委員） 記載のとおりでございますが、３１．８％という数字は概ね３分の１を達している認識のもと、申出しております。

（会長） 次に、使用者側委員からお願いします。

（鈴木委員） 概ね３分の１ということなので、３１．８という数字は該当すると思いますが、適用労働者数はどんどん減ってきているわけです。そもそも特賃の必要性についても繋がってくると思うということだけは申し上げたいと思います。

今般は、概ね 3 分の 1 に該当するということで、致しかないかと思えます。

(会 長) 労使ともに概ね 3 分の 1 と認めるとのことですので、定量的要件を満たしていることとします。

(室 長) それでは、これから、岡田労働局長から熊沢会長に対しまして、「特定最低賃金 5 業種の最低賃金改正の必要性の有無についての諮問」を行わせていただきます。局長、会長は会場中央に移動願います。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配付】

(室 長) 【諮問文を各々読み上げる】

(6) 特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申の在り方について

(会 長) ありがとうございました。

続いて、事務局から、(6) 特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申のあり方について、説明をお願いします。

(室 長) まず、第 2 回本審におきまして、塩澤委員から発言のありました特賃改正の必要性審議を本審以外で実施している他局の状況につきまして、電話確認した結果を御報告させていただきます。

机上に配布しております「特賃必要性審議の実施状況（令和 6 年度）」のとおり、本審以外で必要性審議を実施していたのは 28 局でした。その内訳としましては、本審の委員から各側 2 名又は 3 名を選出し審議する小委員会等の方式が 23 局、必要性審議から各業種から選出された委員を含めた委員で構成される専門部会で実施していた局が 5 局ありました。

(会 長) ただいまの事務局の説明につきまして、労側委員からはなにかございますか。

(塩澤委員) 労働委員の塩澤です。お調べいただきありがとうございます。

この状況を見ますと、47 都道府県のうち 28 の地域において、約 7 割の地域が必要性審議を深めていくうえで、小委員会や専門委員会という形を取られているということです。特に、専門部会などの地域を見ると、地質との優位性が極めて厳しい状況下にある地域がこのような施策を持ちながら各地域工夫されているんだと感じました。

私たちの福島県においても5業種ございますが、昨今の地域別最低賃金の引き上げ状況からすると、過去における地賃と特賃の優位性については、年々厳しくなっている状況になりますし、昨年度は2業種においては必要性ありという審議に至らなかったという大変厳しい状況下にあるということと考えますと、他県で運営している状況を参考にさせていただきながら、我々の審議会の中でも実運営として取り入れていってはどうかということ要望したいと思いますし、特に専門部会という形を取られている県と、我々の地域は似ているのではないかと考えているところでございます。現時点では、労働側としては地賃との優位性、関係する労使の中で必要性のあり方についても議論させていただけるような運営を強く要望したいと考えておりますので、意見提供させていただきます。以上です。

(会長) では、このことは今後労使で話し合いながら、継続して検討していただくということでよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、あらためて、事務局から、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申のあり方について、説明をお願いします。

(室長) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に係る審議の方法等について御説明いたします。

福島県で設定されている特定最低賃金5業種につきましては、本年3月31日に関係労働団体より改正申出の意向表明がなされ、7月16日に改正申出書の提出がなされました。

特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議方法に関しましては、令和元年度は個別審議、令和2年度は一括審議するとの合意がなされましたが、最終的には個別審議、令和3年度から令和6年度も個別審議を行っています。

今年度の審議方法について、御協議をお願いいたします。

(会長) 事務局から説明がありましたが、特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法について、今年度はどういたしますか。

本審において、一括審議とするか、個別審議とするか、御意見がありましたらお願いいたします。

(佐藤委員) 今年度、かなり高い額が示されました。それによって、5業種のうち4

業種については埋没という形になりました。自動車小売業については2円だけ上回るような形になりましたので、個別審議でやるのが一番いいのではないかと思います。

(塩澤委員) 労側としまして、基本、個別審議ということについては異議ございません。

(会長) ほかに意見はございませんか。

5つの特定最低賃金について個別審議としたいとの意見がありましたので、今年度の特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法については、5つの特定最低賃金について個別審議することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) 5つの特定最低賃金について、本審において個別審議としたいとの意見がありましたので、今年度の特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法については、本審において個別審議することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、特定最低賃金について、本審において個別審議することとします。

(7) 特定最低賃金改正の必要性審議日程について

(会長) 次に、(7)特定最低賃金改正の必要性審議日程につきまして、事務局から説明願います。

(室長) 第4回本審において、特定最低賃金の改正の必要性について審議、答申をいただくことを予定しておりますが、審議日程が確定おりません。今後の日程が確定次第、委員の皆様にご連絡させていただきます。

(会長) ただいまの事務局の説明のとおり、日程が確定していませんが、特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申は第4回本審で行うこととしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申は第4回審議会で行うこととしますので、事務局は日程が確定次第、各委員にご連絡

をお願いします。

4 その他

（会 長） その他、何か御質問等がございますか。

5 閉 会

（会 長） なければ、これで本日の審議会を閉会とします。